

# ごみ減量トレンディ

## QUESTION

次のうち、

**ミックス古紙** として集積所に出せるものは  
どれでしょうか？



① 紙箱・紙筒



② 写真



③ シュレッダー紙



©三島市

ビニールは  
はずす…？



④ ビニール付きのティッシュ箱

ごみ袋に入れて  
いいのかな？



©三島市



⑤ アルミ加工紙



⑥ 防水加工紙  
(紙皿・紙コップ等)

金具や刃は  
どうしよう…



©三島市



⑦ ラップ箱(刃付き)



⑧ 紙製のファイル  
(金具付き)



⑨ 感熱紙(レシート)

# 全てそのまま出せます。

(ビニール、金具等が付いたままでもOK!)

とっても簡単!

## ミックス古紙の出し方

①紙袋



②紙箱



③新聞紙



④透明な袋



①から④のいずれかの容器に入れ(包み)、資源古紙の日に集積所へ出します。

三島市指定ごみ袋も使えます!



©三島市

今日からできる!

## ミックス古紙の分別方法例

①ミックス古紙用のごみ箱を用意する。



②ミックス古紙用の紙袋等をごみ箱にかける。



OR

その他にも色々な方法があります。分別しやすい方法を各ご家庭で考えてみてください。

## ミックス古紙として出せない紙類

### 資源古紙の各区分で出す紙類



- ・新聞
- ・雑誌
- ・段ボール
- ・牛乳等紙パック

### 燃えるごみとして出す紙類



- ・汚れた紙
- ・油や水で濡れた紙
- ・においがついた紙

上記以外の紙類はミックス古紙として分別してください!

## こんなにたくさん!? 燃えるごみに混ざったミックス古紙の量



### ミックス古紙を分別すると…

ミックス古紙はリサイクルできる貴重な資源です。三島市では、市民の皆さまから回収したミックス古紙を資源化業者に売却しています。この収入は市民サービスの向上に役立てられます。

ミックス古紙の分別にご協力をお願いします。



©三島市



©三島市

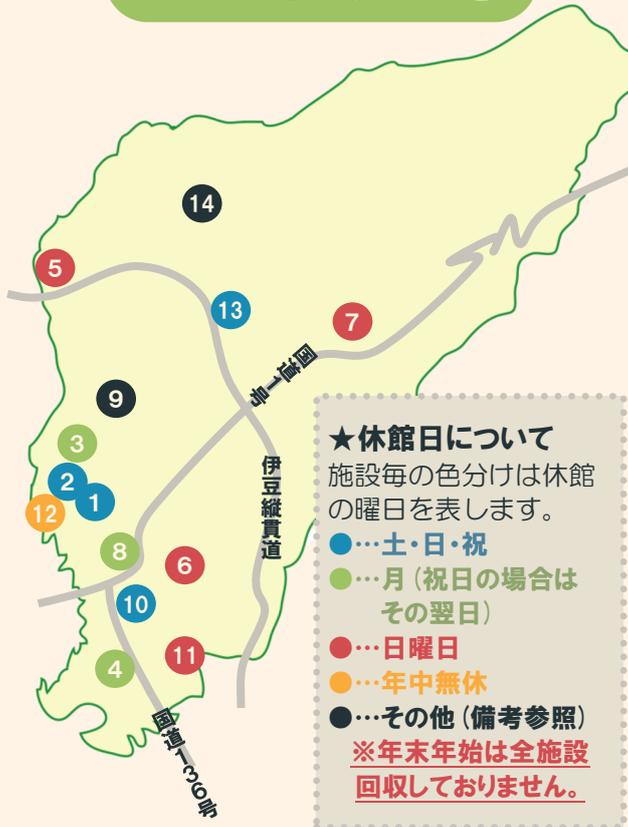
# 衣類等の拠点回収 再開のお知らせ



©三島市

新型コロナウイルス感染症の影響等により回収を中止していた衣類等の拠点回収について、令和3年1月4日より回収を再開しました。市民の皆さまにご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。

## 拠点回収場所一覧



No.	回収場所(住所)	回収時間	備考
1	三島市役所本館 (北田町4-47)	8:30-17:15	土曜8:00-12:00は回収可
2	三島市役所中央町別館 (中央町5-5)	8:30-17:15	
3	生涯学習センター (大宮町1-8-38)	9:00-21:00	
4	中郷文化プラザ (梅名353-1)	9:00-21:00	日・祝は17:00まで
5	北上文化プラザ (萩312)	9:00-21:00	月・祝は17:00まで
6	錦田公民館 (谷田973-1)	9:00-21:00	月・祝は17:00まで
7	坂公民館 (三ツ谷新田125)	9:00-21:00	月・祝は17:00まで
8	エコセンター (東本町2-5-24)	13:00-17:00	土・日は9:30-16:30
9	市民体育館 (文教町2丁目10-57)	9:00-21:00	第3月曜日のみ休館 ※1月4日から設置場所を体育館北側へ移動しました。
10	保健センター (南二日町8-35)	8:30-17:15	
11	大場公会堂 (大場20)	9:00-21:00	
12	広小路自転車等駐輪場 (広小路町11-1)	6:00-21:00	
13	三島市清掃センター (賀茂之洞4703-94)	9:00-11:30 13:00-15:30	有料 (100kgまで1,000円)
14	見晴台自治会館 (佐野見晴台1-18-5)	9:30-12:30	月・木曜日のみ回収

**出し方**

必ず洗って  
乾燥してから

透明又は半透明の袋に入れる 紙ひもでしばる

**注意**

- 衣類等回収BOXが満杯になっている等の理由で、受け入れをお断りすることがあります。
- 衣類等回収BOXの外に衣類を放置すると、**放火・窃盗等**を引き起こす恐れがありますので、休館日・回収時間外に衣類を出さないください。

## 金属ごみを混ぜないで！



焼却施設から発見される金属の量が例年より**増加**しています。たとえ少量でも、金属類は**焼却施設の寿命を縮める**原因になります。施設の補修は、市民の皆さまから頂いた**大切な税金**で行われます。**分別ルールを守ってごみを出しましょう。**

←焼却炉床から発見された金属ごみ  
不燃物取り出し装置に詰まった金属ごみ→  
(針金、ワイヤー等が絡まり巨大化)



# 市内の事業者のみなさまへ

- ✕ 無届出で地域の集積所を利用していませんか？
- ✕ 家庭用のごみ袋を使っていませんか？
- ✕ 家庭ごみと同じ分別でごみを出していませんか？



## 不法投棄として罰せられる可能性があります。

地域の集積所の利用については、

- ◎ 少量排出事業者制度の届出を行う
- ◎ 少量排出事業者用の指定ごみ袋を使用する
- ◎ 1回につき排出するのは10kgまで
- ◎ 絶対に**産業廃棄物**を混入させない



少量排出事業者用指定ごみ袋イメージ

以上の4点を必ずお守りください。

## 少量排出事業者制度

一般廃棄物の排出量が1回につき10kg以下の事業者が、集積所を管理する自治会長・町内会長の承諾を得て、市に届出を行った上で、市指定の事業者用ごみ袋（少量排出事業者用指定ごみ袋）を使用する場合に限り、地域の集積所を利用して一般廃棄物を排出できる制度です（平成8年4月制定、平成30年4月改正）。

改正後の届出を行っていない場合、地域の集積所を利用することはできません。

対象	できること	事前に必要な手続き	排出時に必要な手続き
一般廃棄物の排出量が1回につき10kg以下の事業者	一般廃棄物を排出する際に地域の集積所を利用することができる	集積所を管理する自治会長の承諾を得る（承諾書の受領） 市に届出を提出する（指定の様式に記入）	少量排出事業者用指定ごみ袋の使用 ごみ袋への届出事業者番号と事業者名の記載

### 三島市HPリンク



届出と排出方法及び申請様式について

少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店一覧



**産業廃棄物に関するお問合せ先**  
 東部健康福祉センター廃棄物課  
 ☎055-920-2106  
 静岡県産業廃棄物協会  
 ☎054-255-8285

### 三島市が受入可能な主な事業系ごみ(事業系一般廃棄物)一覧

#### 紙くず



事業分類上、**産業廃棄物**となる場合は受入不可。リサイクル可能な紙ごみは古紙業者へ。

#### 天然繊維くず



事業分類上、**産業廃棄物**となる場合は受入不可。集積所に出す場合は広げた状態で30cm四方以内に切る。化学繊維は**産業廃棄物**。

#### 生ごみ類



事業分類上、**産業廃棄物**となる場合は受入不可。水切りを徹底すること。廃食用油は**産業廃棄物**。

#### 木くず・草



事業分類上、**産業廃棄物**となる場合は受入不可。伐採木・剪定枝については焼却炉の処理能力の都合上、受入不可。

**プラ包装類・ビニール類等の産業廃棄物は、市の施設では処理できません。**